

市内各就労継続支援 A 型事業所 代表者 様
市内各就労継続支援 B 型事業所 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

生産活動活性化支援事業に係る所要額調査について (依頼)

日頃から本市の障害福祉施策の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り深く感謝いたします。

さて、国の令和 2 年度 2 次補正予算において、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要となる費用を支援することになったことを踏まえ、本市においても検討を進めているところです。

つきましては、本事業の活用を希望する事業所及び所要額の調査を行いますので、支援を希望する事業所等におかれましては、別添の調査票に必要事項を記載のうえ、期限までにご提出くださるようお願いいたします。

なお、今回はあくまで所要額の調査であり、本市において事業を実施する場合には、改めて申請書類をご提出いただきますのでご承知おきください。

1 事業の概要

(1) 事業名

『生産活動活性化支援事業』

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対し、その生産活動の再起に向けて必要となる費用を助成する。

(2) 対象となる事業所

就労継続支援事業所 (A 型 ・ B 型) のうち、次のアからウまで (ウについては () 、 () のいずれか) の要件に全て該当する事業所 (ただし、持続化給付金、持続化補助金 (小規模事業者持続化補助金) 、家賃支援給付金その他本事業と支援内容が重複する国の支援策を受けている場合は除く。)

ア 申請月 (助成を受けようと申請を行った月のことをいう。) において 1 人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること。

イ 平成 30 年 4 月 10 日付け障障発 0410 第 1 号 「 就労移行支援事業、就

労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」記1（5）にある（報告対象年度分の）工賃実績を神奈川県に報告していること。

ウ 次の（ ）又は（ ）の要件に該当すること。

（ ） 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1か月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減少した月（ 1、 2 ）があること。

（ ） 令和2年1月以降、連続する3か月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間（ 3、 4 ）があること。

- 1 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。
- 2 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。
- 3 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。
- 4 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。

(3) 対象となる費用

次に例示する費用など、生産活動の実施に必要な経費であつて、その存続、再起に向けて、就労支援事業会計から支出すべき費用

ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用

イ 生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用

ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用

エ 新たな生産活動への転換等に要する費用

オ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用

カ その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用

(4) 助成額

添付の調査票の算定額を基準とし、1事業所当たり上限50万円
(複数の事業所を運営する法人においては、1法人当たり上限200万円)
調査票に記載いただいた算定額から減じる場合もあります。

2 調査票作成時の注意事項

1事業所につき、ひとつの調査票(1エクセルファイル)を作成してください。

事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月以降に発生した事業所は、別添エクセルファイル「02_2(事業所名)調査票回答(H31.1以降事業開始分)」の調査票を使用してください。それ以外の事業所は「02_1(事業所名)調査票回答」を使用してください。

エクセルのファイル名に事業所名を入れてください。

黄色のセルに回答を入力するか、プルダウンで選択してください。

シートの列や行の挿入は絶対にしないでください。

助成を希望しない事業所は回答不要です。

3 その他留意事項

複数の事業を運営する法人は、相模原市内の各事業所について、事業所ごとに調査票を作成、法人で1枚「事業所集約表」を作成し、すべてのエクセルファイルを一括でメールで提出してください。

今回は所要額算出のための調査であり、助成を受けるためには、改めて申請をしていただく必要があります。ただし、この調査の回答がなかった事業所につきましては申請いただけない場合があります。

現段階において、事業所の減収状況が確認できる資料を提出する必要はありませんが、申請時には決算書や売上帳簿等を提出する必要がありますのでご承知おきください。

令和2年4月以降に事業を開始した事業所は対象外です。

今後、事業内容や助成内容について変更となる可能性があります。

この調査は助成を確約するものではありませんのでご承知おきください。

提出期限： 令和2年7月9日(木)正午(厳守)

提出方法： Eメールで k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp宛にご提出ください。メールの件名を「(法人名)生産活動活性化支援事業所要額回答」としてください。

【お問合せ】

健康福祉局地域包括ケア推進部

高齢・障害者福祉課

電話 : 042-707-7055

F A X : 042-759-4395

健康福祉局地域包括ケア推進部

福祉基盤課

電話 : 042-769-9226

F A X : 042-759-4395